

議案第 1 1 号

君津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 7 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

非常勤消防団員の報酬等の基準(令和 3 年 4 月 1 3 日消防地第 1 7 1 号消防庁長官通知)に基づき、消防団員の報酬等の見直しを行うため、君津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(昭和 4 5 年君津市条例第 3 9 号)の一部を改正しようとするものである。

君津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例

君津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和４５年君津市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

君津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

第８条第２項中「水火災、その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第１１条の前の見出しを削り、同条及び第１２条を次のように改める。

（報酬）

第１１条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

（年額報酬）

第１２条 団員には、別表第１に定める年額報酬を支給する。

２ 前項の規定にかかわらず、年度の中途において、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの勤務した期間に応じて日割により計算した額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を支給する。

- （１）新たに団員となったとき。
- （２）団員を退職したとき。
- （３）異なる職に異動したとき。
- （４）団員として勤務しない期間があるとき。

第１３条を次のように改める。

（出動報酬）

第１３条 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事するときは、別表第２に定める出動報酬を支給する。

第１４条の見出しを「（費用弁償）」に改め、同条第１項中「旅費」を「費用弁償」に、「別表第２」を「別表第３」に改め、同条第２項中「旅費」を「費用弁償」に改める。

第１５条を削る。

別表第１を次のように改める。

別表第 1（第 12 条第 1 項）

区分	職名	年額報酬の額
基本消防団員	団長	年額 250,000 円
	副団長	〃 166,000 円
	本部長	〃 145,000 円
	副本部長	〃 133,000 円
	支団長	〃 133,000 円
	副支団長	〃 113,000 円
	支団付部長	〃 81,000 円
	分団長	〃 78,000 円
	副分団長	〃 58,000 円
	部長	〃 37,000 円
	団員	〃 36,500 円
機能別消防団員	全ての職	〃 12,000 円

備考 兼務の場合は上級の職とする。

別表第 3 を削り、別表第 2 を別表第 3 とし、別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 13 条）

職務の区分	時間の区分	出動報酬の額
災害	4 時間以上	1 回 8,000 円
	4 時間未満	〃 4,000 円
訓練	4 時間以上	〃 4,000 円
	4 時間未満	〃 2,000 円
警戒及びその他の活動	4 時間以上	〃 2,000 円
	4 時間未満	〃 1,000 円

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

君津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<u>君津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例</u> (服務規律) 第 8 条 省略 2 招集を受けない場合であっても、<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、服務しなければならない。 第 9 条 省略 第 1 0 条 省略 <u>(報酬)</u> 第 1 1 条 <u>団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。</u> <u>(年額報酬)</u> 第 1 2 条 <u>団員には、別表第 1 に定める年額報酬を支給する。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、年度の中途において、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの勤務した期間に応じて日割により計算した額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を支給する。</u> (1) <u>新たに団員となったとき。</u> (2) <u>団員を退職したとき。</u> (3) <u>異なる職に異動したとき。</u> (4) <u>団員として勤務しない期間があるとき。</u> <u>(出勤報酬)</u>	<u>君津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例</u> (服務規律) 第 8 条 省略 2 招集を受けない場合であっても、<u>水火災、その他の災害</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、服務しなければならない。 第 9 条 省略 第 1 0 条 省略 <u>(報酬)</u> 第 1 1 条 <u>基本消防団員には別表第 1 に定める報酬を支給する。</u> 2 <u>機能別消防団員には年額 1 0, 0 0 0 円の報酬を支給する。ただし、情報収集、交通整理その他の後方支援活動に限って従事する者には支給しない。</u> 第 1 2 条 <u>報酬を受ける者が下級職を兼ねる場合は、その下級職に対する報酬はこれを支給しない。</u> <u>(新任者等の報酬)</u>

第13条 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事するときは、別表第2に定める出動報酬を支給する。

(費用弁償)

第14条 団員が公務のために出張した場合における費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、その額は別表第3のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、費用弁償の支給方法については、一般職の職員の例による。

別表第1 (第12条第1項)

区分	職名	年額報酬の額
基本消防団員	団長	年額 250,000円
	副団長	〃 166,000円
	本部長	〃 145,000円
	副本部長	〃 133,000円
	支団長	〃 133,000円
	副支団長	〃 113,000円

第13条 新たに就職した者にはその日から報酬を支給し、資格の変更等によって報酬額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた報酬を支給する。

2 退職によりその職を離れたときは、その日までの報酬を支給する。

3 前2項の規定により、報酬を支給する場合であって給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又給与期間の末日まで支給するとき以外のときの報酬額は、その給与期間の現日数を基礎として日割によって計算する。ただし、日割により計算した場合の1円未満の端数の金額は、切り捨てるものとする。

(旅費)

第14条 団員が公務のために出張した場合における旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、その額は別表第2のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、旅費の支給方法については、一般職の職員の例による。

(出動手当)

第15条 団員が消防の任務又は訓練のため出動したときは、別表第3に定める手当を支給する。

別表第1 (第11条第1項)

区分	報酬の額
団長	年額 250,000円
副団長	〃 166,000円
本部長	〃 145,000円
副本部長	〃 133,000円
支団長	〃 133,000円
副支団長	〃 113,000円

	支団付部長	〃	81,000円
	分団長	〃	78,000円
	副分団長	〃	58,000円
	部長	〃	37,000円
	団員	〃	36,500円
機能別消防団員	全ての職	〃	12,000円

備考 兼務の場合は上級の職とする。

別表第2（第13条）

職務の区分	時間の区分	出動報酬の額
災害	4時間以上	1回 8,000円
	4時間未満	〃 4,000円
訓練	4時間以上	〃 4,000円
	4時間未満	〃 2,000円
警戒及びその他の活動	4時間以上	〃 2,000円
	4時間未満	〃 1,000円

別表第3（第14条） 省略

支団付部長	〃	81,000円
分団長	〃	78,000円
副分団長	〃	58,000円
部長	〃	34,000円
その他の団員	〃	29,000円

別表第2（第14条） 省略

別表第3（第15条）

区分	手当の額
火災出動手当	1回 1,800円
風水害等出動手当	〃 1,800円
警戒出動手当	〃 1,400円
訓練出動手当	〃 1,400円